

令和3年度 藤枝商工会議所からのご案内

1. マル経資金（小規模事業者経営改善資金）

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間 （うち据置期間）	7年以内 （1年以内）	10年以内 （2年以内）
利率（年）	特別利率F	
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">● 保証人、担保は不要です。● ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。	

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けたみなさまへ】

新型コロナウイルス感染症関連の概要

<ご利用いただける方>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方（※）

※商工会議所、商工会の経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。

<ご融資限度額>

通常のご融資額 + 別枠1,000万円

<利率>

【当初3年間】 特別利率F - 0.9%（別枠の1,000万円以内）（注）

【4年目以降】 特別利率F

<ご返済期間（うち据置期間）>

設備資金 10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内））

運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））

（注）1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子

補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

2. 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な「販路開拓等」に取り組む費用の2/3を補助します。

第5回受付締切：2021年6月4日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

第6回受付締切：2021年10月1日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

第7回受付締切：2022年2月4日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

	一般型（2/3補助）	
	①一般型	②特定創業支援等
補助金額（上限）	50万円	+50万円
備考	全申請者適用	適用条件あり

3. 小規模企業経営力向上事業費補助金

県内の小規模企業を対象として「新たな需要の開拓」又は「生産性の向上」を目指して行う工夫・改善による新たな取組に要する経費を助成します。

補助対象者

小規模企業（ただし、過去の経営革新計画の承認を受けた企業、及び当該小規模企業経営力向上事業費補助金を受けて事業を実施した企業は除きます。）

※過去に先代が経営革新計画の承認を受けたが、後継者が新たな分野で新規事業にチャレンジする場合は対象

◆今般の新型コロナウイルスの影響を受けた小規模事業者に対して、申請要件等の緩和措置が設けられています。

【緩和内容】

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、前年同月比10%以上減少した小規模企業について、申請要件を緩和します。

①過去に本補助金の採択を受けている企業

②過去に経営革新計画の承認を受けている企業

本来、上記のいずれかに該当する場合申請できませんでしたが、売上減少企業について、緩和措置により申請が可能となりました。

※申請できる補助事業について、条件があります。事前ご相談ください

4. 専門家派遣制度（原則会員）

経営に関する相談に対して最大5回まで（3回まで無料）相談内容に沿った専門家を派遣します。

5. 定例無料個別相談（原則会員）

弁護士、税理士、中小企業診断士等による個別相談会が毎月開催されます。

*その他、コロナの影響をうけている事業者様の相談会を随時開催予定です。

各種日程につきましては、藤枝商工会議所HPをご覧ください。

〒426-0025 藤枝市藤枝4丁目7-16

藤枝商工会議所

054-641-2000

<http://www.fujieda.or.jp>